

工事費内訳書及び積算内訳書の提出について

青森県県土整備部

県が発注する建設工事及び建設関連業務の入札に当たり、建設工事においては工事費内訳書、建設関連業務においては積算内訳書(以下、総称して「工事費内訳書」という。)の提出を求めています。その提出に当たって、以下の事項に注意してください。

下線部が今回(平成19年4月1日以降適用)の改正箇所

1 工事費内訳書の内容

工事費内訳書は、以下により作成してください。

- (1) 商号又は名称、代表者氏名、入札案件名(工事(業務)番号、工事(業務)名)及び積算担当者氏名を記載の上、代表者印を押印してください。

委任を受けた者が入札する場合にあっては、代表者氏名のほか、受任者氏名を記載の上、受任者印を押印してください。

なお、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

- (2) 設計図書(建築・営繕工事等にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書、建築・営繕業務等にあっては、業務委託仕様書。以下同じ)に規定する工事(業務)内容の項目により、数量及び金額を記載したものとしてください。
- (3) 「値引き」等の減額に係る項目は計上しないでください(「値引き」後の金額で積算するなど、設計図書に規定する工事(業務)内容の項目により記載してください。)
- (4) 工事費内訳書の合計金額(消費税抜き)は入札金額と一致しなければなりません。
- (5) 提出に当たっては、欠落、記載誤り、計算誤り等がないか、確認してください。

2 工事費内訳書の取扱い

工事費内訳書を提出しない場合、又は工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札者心得書第5条第6号の入札条件に違反した入札に該当し、入札を無効としますので、注意してください。

入札案件名及び提出業者(入札参加者)名に誤りがある場合(ただし、軽微な誤記を除く。)

設計図書に規定する工事(業務)内容の項目(工種、数量等)に基づいていない場合

数量又は金額が記載されていない場合

工事費内訳書の合計金額(消費税抜き)が入札金額と一致していない場合(「値引き」等の処理(調整)による一致は認めない。)

計算が整合していない場合

その他工事費内訳書の内容が著しく不相当と認められる場合

3 その他

- (1) 低入札価格調査制度対象工事における調査基準価格未満の入札があった場合など、調査の必要が生じた場合は、工事費内訳書の内容について説明を求められます。
- (2) 工事費内訳書の確認の結果、談合等の不正行為があると疑うに足る事実を得た場合は、入札を中止することがあります。